

遺伝子組換え食品の検査

平成22年4月に、各区福祉保健センターが収去した計60検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され、承認されたものが国内で流通可能になります。検査は、承認済みのものについては定量検査(食品中に遺伝子組換え品種がどのくらい含まれているかを調べる検査)を行います。一方、未承認のものについては定性検査(食品中に遺伝子組換え品種が含まれているかを調べる検査)を行います。今回、承認済みについてはラウンドアップ・レディー・大豆とEvent176、Bt11、T25、Mon810、GA21トウモロコシの定量検査を、未承認についてはBtコメとBt10トウモロコシの定性検査を実施しました。

1 定量検査

豆腐13検体及び大豆穀粒2検体についてラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査を、また、トウモロコシ粉砕品3検体についてEvent176、Bt11、T25、Mon810及びGA21トウモロコシの定量検査を行いました。その結果、いずれも混入率は5%以下^{*1}であり、違反検体はありませんでした(表1、2)。

表1 ラウンドアップ・レディー・大豆の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
豆腐	日本	13	0
大豆穀粒	アメリカ	2	0

表2 Event176、Bt11、T25、Mon810及びGA21トウモロコシの検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
コーングリッツ	日本	2	0
コーンフラワー	日本	1	0

^{*1} 安全性審査を経た遺伝子組換え食品は、混入率が5%を超えると表示義務が生じ、「遺伝子組換え」である旨の表示をしなければなりません。一方、5%以下なら表示義務はなく、「遺伝子組換えではない」等の表示をすることもできます(ただし、書類等で確認ができること、かつ、意図的に遺伝子組換え食品を混入していないことが前提になります)。そのため、安全性審査を経た遺伝子組換え食品の検査では、混入率が5%を超えているかどうかを調べることになります。

2 定性検査

コメ加工品30検体(せんべい、ビーフンなど)についてBtコメの定性検査を、また、トウモロコシ加工品15検体(菓子類など)についてBt10トウモロコシの定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表3、4)。

表3 Btコメの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
せんべい	日本	16	0
	台湾	1	0
	タイ	1	0
ビーフン	台湾	3	0
	タイ	2	0
米粉	日本	4	0
ライスペーパー	ベトナム	2	0
ライスヌードル	タイ	1	0
計		30	0

表4 Bt10トウモロコシの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
菓子類	日本	10	0
タコシエル	アメリカ	1	0
	オーストラリア	1	0
コーングリッツ*	日本	2	0
コーンフラワー*	日本	1	0
計		15	0

* コーングリッツ2検体とコーンフラワー1検体は、定量検査と同一検体

【検査研究課 食品添加物担当】